

4 その他

関係機関との協議結果

宇都宮市 建設部 技術管理課

指導事項等	協議事項
届出概要 P5(6)経路の設定等にある「入出庫対策」を徹底し、想定していない市道 17 号線出入口で右折による来退店がでないよう努めてください。また、オープン後に周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。	チラシやホームページ等で左折入出庫の周知を図り、出口側には左折出庫の矢印を路面表示します。 店舗オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を実施いたします。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 1 日)

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課

指導事項等	協議事項
- 出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底について周知啓発をお願いします。 - 防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。	- オープン時等には、出入口に適宜交通誘導員を配置し、歩行者等の安全確保の周知を図ります。 - 防犯カメラの設置する場合には、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にいたします。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 2 日)

指導事項等	協議事項
1 各環境法令 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、法令に基づく届出日までに提出してください。 2 土壌関係 一定の規模以上の土地の形質の変更届出（土壌汚染対策法第4条第1項）3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出してください。（R7.5.21 土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出 受領済） 3 騒音及び振動 特定建設作業実施届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条）特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出してください。 4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守してください。 5 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応してください。	・各種法令に基づく届出が必要な施設を設置する場合には、法令に基づく届出日までに提出します。 ・土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出は令和7年5月21日に提出済です。 ・騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始7日前までに届出を行います。 ・各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令で定める規制基準を遵守します。 ・周辺の生活環境の保全に配慮し、周辺住民から苦情や相談があった場合には、誠意のある対応を行います。 （回答確認日：令和8年6月1日）

宇都宮市 環境部 ごみ減量課

指導事項等	協議事項
・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(以下「条例」という。) 遵守し、廃棄物を適正に処理してください。 ・ 特に、焼却ごみ(事業系一般廃棄物)の中に産業廃棄物(廃プラスチック類など)や資源化できる紙類(メモ用紙や空き箱など)を混入させないよう、分別の徹底に努めてください。 ・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」は、条例施行規則第2条の3に規定する「事業用大規模建築物」に該当することから、条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出してください。 ・ また、条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めてください。	・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を遵守し、廃棄物を適正に処理します。 ・ 事業系一般廃棄物に産業廃棄物(廃プラスチック類など)、資源化できる紙類(メモ用紙や空き箱など)を混入させないよう、分別の徹底に努めます。 ・ 条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出します。 ・ 条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めます。 (回答確認日：令和8年6月1日)

宇都宮市 都市整備部 都市計画課

指導事項等	協議事項
・ 当該地には、都市計画道路3・3・105号産業通りが計画されており、現在、事業中です。そのため、事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、移動の容易でない物件の設置等を行おうとする場合には、都市計画法第65条の申請が必要となります。詳細は都市計画課までお問合わせください。(なお、事業の詳細につきましては、道路建設課までお問合わせ下さい。) 【都市計画グループ 菊地 028-632-2565】 ・ 令和7年4月25日開発許可済(株式会社ヨークベニマル) 【開発指導グループ 竹田 内線 2566】 ・ 当該地は、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)に基づく「宅地造成等工事規制区域」内であり、新たに盛土1m、切土2m、30cm超の切盛り500㎡越などの造成工事を行う場合には許可を要する可能性があるため、ご注意ください。詳しい内容につきましては、市ホームページをご覧ください。か、都市計画課窓口までお問合わせください。 【開発指導グループ 松尾 内線 2947】	・ 都市計画道路3・3・105号産業通りの拡幅計画部分は、建築敷地から除外しており、工事も予定していません。近日中に売買する方向で調整しています。 ・ 盛土規制法の許可対象となりますが、開発行為の許可を受けており、みなし許可に該当しています。 (回答確認日：令和8年6月2日)

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課

指導事項等	協議事項
建物について、景観法第 16 条に基づく届出受領済 (住宅地景観ゾーン)	・ 令和 8 年 4 月 30 日に届出済です。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 3 日)

宇都宮市 都市整備部 建築指導課

指導事項等	協議事項
●照会の計画について、以下の手続きが必要です。 ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項による建築確認申請 ・ 建築基準法第 88 条第 1 項による工作物確認申請 (高さが 4m を超える広告塔その他これらに類するものの場合) ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく手続き ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続き ・ 宇都宮市狭あい道路後退に係る事前協議 ・ 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き ・ 駐車場法に基づく手続き ⇒ 路外駐車場で駐車のに供する面積が 500m² 以上となる場合は、駐車場法施行令に規定される技術的基準への適合が必要となります。 ・ 建設工場に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き ・ 宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き ※申請済の手続きや対象外の物件もありますので、法律などを確認し、適宜協議を行うなど必要な手続きを行ってください。	・ 日本 ERI 宇都宮支店へ申請中です。確認済証交付は 6 月初旬予定となっています。 ・ 日本 ERI 宇都宮支店へ申請中です。確認済証交付は 6 月初旬予定となっています。 ・ バリアフリー法は、日本 ERI 宇都宮支店へ申請中です。確認済証交付は 6 月初旬予定となっています。 ・ 日本 ERI 宇都宮支店へ提出し、令和 8 年 5 月 20 日に適合判定通知を受領しました。 ・ 令和 8 年 4 月 13 日に事前協議を行いました。 ・ 令和 8 年 3 月 19 日に提出しています。 ・ 当該駐車場は、路外駐車場で駐車のに供する面積が 500m² 以上のため、駐車場法施行令に規定される技術的基準に適合する駐車場とします。 ・ 建設リサイクル法については、着工 7 日前までに提出予定です。 ・ 屋外広告物については、詳細が決まり次第、協議を行います。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 2 日)

指導事項等	協議事項
- 市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施工する場合は、「道路工事施工承認申請書」が必要になりますので、事前に協議してください。（道路法第 24 条） - 法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施工する場合は、「法定外公共物工事施工許可申請」が必要となりますので、事前に協議してください（宇都宮市法定外公共物管理条例第 4 条） - 搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。（道路法第 43 条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第 3 条） - 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施工してください。（道路法第 22 条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条） - 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。（道路法第 58 条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条） - 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第 32 条） - 法定外公共物（道路・水路等）に工作物の新築、改築又は除却すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、「法定外公共物占有許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（宇都宮市法定外公共物管理条例第 4 条）	- 市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施工する場合には、事前に協議を行い、「道路工事施工承認申請書」を提出します。 - 法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施工する場合には、事前に協議を行い、「法定外公共物工事施工許可申請」を行います。 - 搬入、搬出において道路を通行する場合には、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないようにいたします。 - 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により施工します。 - 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担します。 - 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議を行い、「道路占用許可申請書」を提出します。 - 法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、事前に協議を行い、「法定外公共物占有許可申請書」を提出します。 （回答確認日：令和 8 年 6 月 3 日）

指導事項等	協議事項
通学路であることから、工事を行う際、登下校中の児童生徒の安全確保に充分努めてください。	工事を行う際には、登下校中の児童生徒の安全確保に努めます。 （回答確認日：令和 8 年 6 月 3 日）

栃木県 県民協働推進課

指導事項等	協議事項
1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等を行い、未成年者（20 歳未満の者）に販売しないようします。 ・図書类等を販売する場合は有害図書類に留意し、有害図書類を扱う場合は、栃木県青少年健全育成条例に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年に販売しないようにします。 また、陳列箇所に有害図書類を青少年に販売できない旨の掲示をします。 （回答確認日：令和 8 年 6 月 1 日）

栃木県 環境保全課

指導事項等	協議事項
・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要）	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意のある対応を行います。 （回答不要のため確認日なし）

栃木県 資源循環推進課

指導事項等	協議事項
・栃木県では令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております ・出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	・てまえどりの周知や食料品の売り切り、適切な在庫管理などを行い、食品ロスの削減に積極的に取り組みます。 （回答確認日：令和 8 年 6 月 1 日）

栃木県 交通政策課

指導事項等	協議事項
・市道 17 号陽南通り側出入口 1 は左折入出庫となる誘導対策をお願いします。 ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いいたします。	・チラシやホームページ等で左折入出庫の周知を図り、出口側には左折出庫の矢印を路面表示します。 ・店舗オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を実施いたします。 （回答確認日：令和 8 年 6 月 1 日）

栃木県 上下水道課

指導事項等	協議事項
・汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議してください。	・雨水排水は、敷地内に浸透施設を設置し、汚水排水は、公共下水道を利用することで協議済となっています。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 2 日)

栃木県 都市政策課

指導事項等	協議事項
< 景観づくり担当 > ・屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議してください。 (協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2573) ・宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、宇都宮市景観みどり課と協議してください。 (協議先：宇都宮市景観みどり課 028-632-2568) < 開発指導担当 > ・都市計画法における開発許可等の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。 (協議先：宇都宮市都市計画課 028-632-2641) < 計画担当 > ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を設置する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市 NCC 推進課と協議してください。 (協議先：宇都宮市 NCC 推進課 028-632-2563) ・当該地は、都市計画道路 3・3・105 号産業通りが都市計画決定されていますので、都市計画法第 53 条に基づく建築の許可について、宇都宮市都市計画課と協議してください。また、法第 62 条第 1 項の規定による告示がされている範囲であれば、法第 65 条に基づく土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設等について、宇都宮市都市計画課と協議してください。 (協議先：宇都宮市都市計画課 028-632-2642) ・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課（駐車場法担当）に確認してください。 (協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2574)	・屋外広告物については、詳細が決まり次第、協議を行います。 ・宇都宮市景観みどり課と協議を行い、景観計画区域内建築行為届出書を令和 8 年 4 月 30 日に提出しました。 ・令和 7 年 4 月 25 日に宇都宮市都市計画課から開発許可をいただいています。 ・宇都宮市 NCC 推進課と協議を行い、届出を行います。 ・都市計画道路 3・3・105 号産業通りの拡幅計画部分は、建築敷地から除外しており、工事も予定していません。近日中に売買する方向で調整しています。 ・当該店舗の駐車場は、料金の徴収がないため、届出は行いませんが、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準に適合した駐車場とすることを宇都宮市建築指導課様に確認しました。

栃木県 都市政策課

指導事項等	協議事項
・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 （協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2574） <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。 （協議先：宇都宮市都市計画課 028-632-2883）	・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づくよう努めます。 ・盛土規制法の許可対象となりますが、開発行為の許可を受けており、みなし許可に該当しています。 （回答確認日：令和8年6月9日）

栃木県 都市整備課

指導事項等	協議事項
・当該地は宇都宮市の都市計画道路事業及び関連道路整備事業に隣接しているため、宇都宮市道路建設課（028-632-2504）と調整をお願いします	・市道 1828 号線の整備及び市道 17 号線（産業道路）の拡幅事業について、宇都宮市道路建設課と協議を行いながら、工事を進めていきます。 （回答確認日：令和8年6月1日）

栃木県 建築指導課

指導事項等	協議事項
・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、宇都宮市都市整備部建築指導課（TEL：028-632-2573）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	・建築基準法については、日本 ERI 宇都宮支店へ申請中で、確認済証交付は 6 月初旬予定です。 ・建設リサイクル法については、着工 7 日前までに提出予定です。 ・建築物省エネ法については、令和 8 年 5 月 20 日に適合判定通知を受理しました。 ・バリアフリー法については、日本 ERI 宇都宮支店へ申請中で、確認済証交付は 6 月初旬予定です。 ・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例は、令和 8 年 3 月 19 日に提出しています。 （回答確認日：令和8年6月9日）

栃木県 警察本部交通規制課

指導事項等	協議事項
○令和 8 年 3 月 16 日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	・今後、乗入口の位置等に変更が生じる場合には、関係各課と協議し、交通規制課様とも再協議いたします。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 1 日)

総合政策課	指導事項なし
道路整備課	指導事項なし
道路保全課	指導事項なし
経営支援課	指導事項なし